

第 7 回カルタヘナ議定書締約国会議（COP-MOP7）に向けた



食と農から
生物多様性を考える
市民ネットワーク

(食農市民ネット)

ポジションペーパー

食と農から生物多様性を考える市民ネットワーク

<http://fa-net-japan.org/>

今回の生物多様性条約・カルタヘナ議定書第 7 回締約国会議（COP-MOP7）に対して、日本の市民団体のネットワークとして、提言を行います。

私たちはこれまで 10 年間、日本国内における遺伝子組み換え（GM）ナタネの自生調査を行ってきました。調査への参加者は、毎年 1,500 人以上にのぼります。調査は、主に GM ナタネの輸入港周辺と油糧会社への配送ルートを対象地域として行ってきましたが、近年、輸入港のない地域でも調査を行い、その結果、住宅地など考えられない場所でも自生が見つかり、汚染が拡散している状況が確認されました。

また、多年草化した GM ナタネのほか、カラシナとの交雑種、ブロッコリーとの交雑種、雑草との交雑種が見つかるなど、汚染が複雑化・多様化し、いったん生態系に放出されると除染は難しく、むしろ汚染が拡大していくという GM 作物の危険性が浮き彫りになりました。さらに、一次検査（検査キットを用いた蛋白質の検査）では陰性であるにもかかわらず、二次検査（PCR 法を用いた DNA の検査）では陽性という「隠れ GM ナタネ」の存在も明らかになりました。以上のことを踏まえて提言を行います。

また、生物多様性条約及びカルタヘナ議定書は、予防原則の立場を謳っています。その立場に基づいて、生物多様性条約の締約国・同条約事務局および日本政府に対し、次のように要請します。

1、「意図しない国境を越える移動および緊急措置 (Unintentional transboundary movements and emergency measures) (カルタヘナ議定書 第17条)」について

GM ナタネ自生など、GM 作物が各地に自生している現実があります。運搬中の種子のこぼれ落ちや、それによる汚染を事前に防止するための具体策が必要です。とくに越境の際に予防的措置を講じることで、このような事態が発生しないよう求めます。また万が一汚染が発生した場合は、その被害を最小限にするため、すみやかな対応を求めるとともに、汚染者負担の原則に基づき対応を図ると同時に、原因を究明して再発防止につとめるよう求めます。

2、「LMO の取扱い、輸送、包装および同定 (Handling, transport, packaging and identification of living modified organisms) (カルタヘナ議定書 第 18 条)」について

GM ナタネ自生など、遺伝子汚染を防止するため、搬入・搬出時や輸送時において、それ

を防止する措置を徹底させることを求めます。同時に、表示においては、情報を全面的に正確に公開させることを求めます。それにより、日本で拡大しているような GM ナタネ自生という事態が世界規模に拡大しないよう、求めます。具体的には、食料、飼料、加工用 LMO の取扱い、輸送、包装および同定の方法について、以下のことを求めます。

- (1) 中身を明確に表示する。(2) LMO の輸送はコンテナ輸送など封じ込めを原則とする。
- (3) 不分別表示は「あいまい表示」であり行わない。(4) 検査方法を明確にする。(5) 汚染者負担の原則を明示する。(6) 罰則規定を盛り込む。

3、「責任と救済 (Liability and redress) (カルタヘナ議定書 第27条)」について

COP-MOP5で合意された「名古屋・クアラルンプール補足議定書」はいまだに発効していません。遺伝子汚染をもたらし、被害をもたらした企業などに対して、生物多様性を修復し、同時に補償義務を負わせるなど、具体的な対応策が進まない限り、汚染に歯止めがかかりません。一日も早く発効させるとともに、汚染に歯止めをかけるような具体的な内容にしていくことを求めます。また、COP-MOP5で議長国を務めた日本政府は、同補足議定書の発効に対してリーダーシップを発揮し、締約国各国に批准を働きかけることを求めます。

4、「リスク評価およびリスク管理 (Risk assessment and risk management) (カルタヘナ議定書 第15、16条)」について

遺伝子組み換え生物など LMO に関しては、生物多様性に及ぼす影響や食としての安全性など、よく分かっていないことが多く、厳密で客観的なリスク評価やリスク管理が必要です。これまでの議論では、LMO を推進する業界や輸出国によって、作業が妨げられてきました。生物多様性を守り、人々の健康を守ることができるリスク評価及び管理を確立するよう求めます。

5、「社会経済的な配慮 (Socio-economic considerations) (カルタヘナ議定書 第26条)」について

この問題では専門家会議 (AHTEG) での議論が始まったばかりですが、生物多様性を守るために社会経済的な配慮を求めることは、画期的なことです。この議論が、途上国や輸入国にとって実効性をないものにならないよう求めます。

食と農から生物多様性を考える市民ネットワーク (食農市民ネット) について

2010年に愛知県名古屋市で開催された CBD-COP10/MOP5 の際に、結成されました。日本において、遺伝子組み換え作物などの生命操作生物 (LMO) が生物多様性に及ぼす悪影響について、調査したり広く啓発を行い、また政府と交渉を行っている市民団体の連合体です。